

奈良市公報

第 3 5 8 号

(平成30年6月後半分)

平成30年7月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

規 則

- 奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………1
- 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則……………2

告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………4
- 包括外部監査契約の締結……………4
- 放置自転車等の保管……………4
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………4
- 差押調書の公示送達（2件）……………5
- 放置自転車等の保管……………5
- 差押調書の公示送達……………5
- 都市計画用途地域の変更……………5
- 都市計画高度地区の変更……………5
- 都市計画地区計画の決定……………6
- 都市計画地区計画の変更……………6
- 道路の区域変更……………6
- 道路の供用開始……………6
- 形質変更時要届出区域の指定の解除……………6
- （仮称）登美ヶ丘11次2期住宅地（3工区）土地区画整理事業の事業計画の認可……………7
- 平成30年度奈良市一般会計補正予算の要領……………7
- 歴史的風致形成建造物の指定……………8
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止……………8
- 督促状の公示送達……………9
- 放置自転車等の保管……………9
- 開発行為に関する工事の完了……………9
- 放置自転車等の保管……………9
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………10
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………10
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）……………10

監 査

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等……………10
- 定期監査の実施……………11

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃

- 止の届出（2件）……………13
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………13
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………13

教 育 委 員 会

- 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示……………14

議 会

- 議会議長の辞職……………16
- 議会議長の当選……………16
- 議会副議長の辞職……………16
- 議会副議長の当選……………16
- 議会運営委員会の委員の選任……………16
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……………16
- 議会常任委員会の委員の選任……………16
- 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………17
- 広報広聴委員会の委員の選任……………17
- 広報広聴委員会の委員長及び副委員長の当選……………17

正 誤

- 正誤表……………18

規 則

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第28号

奈良市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市自転車駐車場条例施行規則（昭和59年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、奈良市高の原第一自転車駐車場」を削り、「奈良市高の原第二自転車駐車場」の次に「(第5条の回数駐車券の券片の提出により一時使用料の納付ができる部分（以下「回数駐車券利用可能部分」という。）に限る。）」を加える。

第4条の2中「より」の次に「奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場（回数駐車券利用可能部分を除く。）又は」を加える。

第5条第1項中「奈良市高の原第四自転車駐車場利用券」を「奈良市高の原自転車駐車場利用券」に改め、同条第2項中「、奈良市高の原第一自転車駐車場」を削り、「奈良市高の原第二自転車駐車場」の次に「(回数駐車券利用可能部分に限る。）」を加え、「奈良市高の原第四自転

車駐車場利用券は」を「奈良市高の原自転車駐車場利用券は奈良市高の原第一自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場（回数駐車券利用可能部分を除く。）又は」に改める。

第6条中「ちようふ」を「貼付」に改める。

第9条第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第12条中「遺失物法（明治32年法律第87号）」を「遺失物法（平成18年法律第73号）」に改める。

別記第6号様式の2中「高の原第四自転車駐車場」を「高の原 自転車駐車場」に改め、同様式（注）に次のように加える。

3 表面に利用駐車場を記載する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（平成30年6月27日揭示済）

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は省令第14条」を削る。

別表Aの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の備考2(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表の備考2(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び附則第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項」を加える。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「(第14条)」を削る。

別記第10号様式の2及び第10号様式の8中

放課後等デイサービス

放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成30年6月27日揭示済）

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「精神障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

第17条中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

別記第2号様式中「精神障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市精神障害者医療費助成事業実施規則別記第2号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成30年6月27日揭示済）

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第31号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年奈良市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。
（法附則第9条に規定する施設型給付費等の額）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市子ども・子育て支援法施行細則別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成30年6月27日揭示済)

告 示

奈良市告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により綿町・京終地方東側町・西側町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月19日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市京終地方東側町16番地	奈良市京終地方西側町1番地
代表者の氏名及び住所	田和 新敏 奈良市京終地方東側町16番地	徳田 裕英 奈良市京終地方西側町1番地

2 変更の年月日

平成30年6月2日

(平成30年6月19日揭示済)

奈良市告示第388号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。

平成30年6月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成30年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。
- 3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 大川 幸一
住所 兵庫県川西市南花屋敷4丁目15番26号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。
(平成30年6月19日揭示済)

奈良市告示第389号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年6月19日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成30年6月19日揭示済)

奈良市告示第390号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年6月20日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 6月18日	上野 満久	医療法人新生会総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	内科・呼吸器内科 (呼吸器機能障害)

(平成30年6月20日揭示済)

奈良市告示第391号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年6月20日揭示済)

奈良市告示第392号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年6月21日揭示済)

奈良市告示第393号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成30年6月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJ R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年6月21日揭示済)

奈良市告示第394号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年6月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年6月21日揭示済)

奈良市告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しまし

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町の一部

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
中登美ヶ丘五丁目西
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名町及び中登美ヶ丘五丁目の各一部

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

路線名	区 間		延長 (m)	備考
中部第791号線	奈良市平松二丁目222番4地先から	奈良市平松二丁目224番3地先まで	L = 8.9	
	奈良市平松二丁目224番3地先まで		W = 4.01	

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第401号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年奈良市告示第898号により指定した、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）につい

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市中登美ヶ丘五丁目、中登美ヶ丘六丁目及び二名町の各一部

(平成30年6月22日揭示済)

奈良市告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年6月22日

奈良市長 仲川元庸

て、次のとおり指定を解除する。

平成30年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
奈良市西九条町四丁目1番10及び1番11の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- 六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去
 - その他
指定を解除した区域の範囲を示した台帳を奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。

(平成30年6月25日揭示済)

奈良市告示第402号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により（仮称）登美ヶ丘11次2期住宅地（3工区）土地区画整理事業の施行の認可をしたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 土地区画整理事業の名称
(仮称)登美ヶ丘11次2期住宅地(3工区)土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称
住所 大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
名称 近鉄不動産株式会社
- 事業施行期間
平成30年6月25日から平成32年3月31日まで
- 施行地区
奈良市二名町、中登美ヶ丘五丁目の各一部

- 事務所の所在地
奈良県生駒市辻町763の1（近鉄不動産株式会社アセット事業本部資産管理部内）
- 施行認可の年月日
平成30年6月25日
- 事業年度
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 公告の方法
事務所の掲示板に掲示する。

(平成30年6月25日揭示済)

奈良市告示第403号

平成30年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年6月26日

奈良市長 仲川元庸

- 平成30年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

- 平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算の補正)
- 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,547,100千円とする。
 - 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15. 国庫支出金		23,508,640	6,300	23,514,940
2. 国庫補助金		1,293,764	2,300	1,296,064
3. 国庫委託金		156,227	4,000	160,227
20. 繰越金		-	11,700	11,700
1. 繰越金		-	11,700	11,700
21. 諸収入		3,291,913	2,700	3,294,613
4. 雑収入		1,951,523	2,700	1,954,223
歳入合計		130,526,400	20,700	130,547,100

(註) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2. 総務費		14,220,133	12,700	14,232,833
1. 総務管理費		10,563,369	2,700	10,566,069
2. 企画費		1,539,701	10,000	1,549,701
3. 民生費		58,698,522	4,000	58,702,522
3. 生活保護費		13,153,553	4,000	13,157,553
10. 消防費		3,970,159	4,000	3,974,159
1. 消防費		3,970,159	4,000	3,974,159
歳出合計		130,526,400	20,700	130,547,100

(平成30年6月26日揭示済)

奈良市告示第404号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的

風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

平成30年6月26日

奈良市長 仲川元庸

指定番号	指定名称	概要	所在地	指定年月日
第6号	廣岡家住宅	主屋 (木造二階建、切妻造、平入、棧瓦葺) 渡廊下 (木造平屋建、棧瓦葺) 土地 (奈良市法蓮町1106番地2)	奈良市法蓮町 1106番地の2	平成30年 6月25日
第7号	町家宿となり (Guest House “TONARI” on Naramachi)	主屋 (木造つし二階建、切妻造、平入、棧瓦葺) 土地 (奈良市中新屋町35番地1)	奈良市中新屋町 35番地の1	平成30年 6月25日

(平成30年6月26日揭示済)

奈良市告示第405号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者より廃止の届出がありましたので、同法第78条第2号の規定により告示します。

平成30年6月26日

奈良市長 仲川元庸

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970100570	奈良市富雄北二丁目6番33-313号	万葉苑ホームヘルパーステーション	奈良市川上町875番地の1	社会福祉法人万葉福祉会	1150005000673	平成30年6月30日

(平成30年6月26日揭示済)

奈良市告示第406号

平成29年度市県民税（特別徴収）4月・5月分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成29年度市県民税（特徴）	4月	平成30年5月31日	平成30年5月10日
平成29年度市県民税（特徴）	5月	平成30年6月12日	平成30年6月11日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

平成30年7月7日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成30年6月26日揭示済)

奈良市告示第407号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年6月26日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年6月26日揭示済)

奈良市告示第408号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成30年6月26日

奈良市長 仲川元庸

平成29年5月15日 奈良市指令整開 第16A-53号

平成30年6月7日 奈良市指令整開

第16A-53-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年6月28日 第1639号

公共施設 平成30年6月28日 第794号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町一丁目560番10、560番11、560番19の一部、560番23及び560番90

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目6番20号

株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄元町一丁目560番10、560番11の一部、560番23の一部及び560番90の一部

(2) 下水道

奈良市富雄元町一丁目560番10の一部、560番11の一部及び560番23の一部

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市告示第409号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年6月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市告示第410号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成30年6月29日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
西峠歯科	奈良県奈良市大宮町二丁目8番8号	平成30年6月1日

(平成30年6月29日揭示済)

奈良市告示第411号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月29日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松井 美空		はり・きゅう	平成30年5月22日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126番地の1 岩本西ビル101号		

(平成30年6月29日揭示済)

奈良市告示第412号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年6月29日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 6月25日	岡内 博	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102番地の1	外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)

(平成30年6月29日揭示済)

奈良市告示第413号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年6月29日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 6月25日	天池 寿	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目 50番1号	外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)

(平成30年6月29日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成30年6月29日

奈良市監査委員 東口喜代一

同 中本 勝
同 八尾 俊宏
同 松石 聖一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 寺川 徹也

大阪府大阪市天王寺区玉造元町3番6-910号

(2) 芦田 真理子

大阪府大阪市天王寺区清水谷町2番5-1904号

(3) 鷺見 涉

大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目1番14号 ファイブコート504号

- (4) 柳川 英紀
大阪府門真市三ツ島2丁目20番52号
 - (5) 松田 章汰
京都府八幡市男山吉井4番地5 グリーンヒル吉井205号室
 - (6) 中居 紅美
大阪府吹田市広芝町11番-41 グランセジュール江坂1003
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成30年6月29日から平成31年3月31日まで
(平成30年6月29日揭示済)

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月29日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	八 尾 俊 宏
同	松 石 聖 一

奈 監 第 22 号
平成30年6月29日

奈良市長 仲川 元 庸 様
奈良市議会議長 東久保 耕 也 様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	八 尾 俊 宏
同	松 石 聖 一

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成29年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成29年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

総合政策部	総合政策課 行政経営課
総務部	総務課 情報政策課
財務部	財政課 資産経営課 市民税課 資産税課
福祉部	保護第一課(くらしと仕事支援室を含む。)、保護第二課 長寿福祉課 福祉医療課
子ども未来部	こども園推進課 保育所・幼稚園課 保育園(辰市、都南、伏見、右京)
健康医療部	保健予防課 健康増進課 医療事業課
観光経済部	観光戦略課 観光振興課 奈良町にぎわい課

- 2 監査期間
平成30年4月9日～同年6月29日
- 3 監査方法
平成29年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成30年2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。
- 4 監査結果
監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。
なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

財務部

資産経営課

土地建物売払収入の関係書類を査閲したところ、奈良市契約規則第4条で規定されている入札保証金について、本来より少なく徴収していた。これは、市のホームページに掲載している公有財産売却一般競争入札参加申込書の記載例において入札保証金の金額が誤っていたことに起因している。また、落札者の入札保証金は最終的に売買代金に充当されることになるが、落札者からの残金入金後2か月経過してから振替処理が行われ、充当されていた。

入札保証金は、落札者が契約締結を行わない場合に市が被る損害に備えて納めさせるものであるため金額不足が生じないように、市のホームページに掲載する情報のチェックを強化するとともに、残金入金後の振替処理は遅滞なく行い、速やかに市の歳入とされたい。

市民税課 資産税課

住宅用家屋証明手数料について、証明書交付の流れは次のような状況であった。資産税課職員が、資産税課において受付と審査を行い、交付処理のため申請者とともに市民税課に移動し、市民税課の税務証明用公印及びレジスターを使用して交付及び収納を行っていた。その後、申請書は市民税課で保管され、資産税課には申請書及び発行履歴が残っていなかった。

これは、市民への利便性、効率性を高めるため行われた証明書発行窓口一本化に伴い、税に関する諸証明の処理に関することが全て市民税課の業務となった時点での事務の割り振りに問題があったためであると考えられる。

このような状況では、窓口一本化の目的が達成されていない上、奈良市行政組織規則に定められている分掌事務どおりに事務が行われておらず、収納においても所管となっていない資産税課職員が、所管である市民税課のレジスターを使用していることは、

現金取扱いにおいてリスクがあることから規則の改正も考慮した上で、事務の見直しを行われたい。

福祉部

保護第一課（くらしと仕事支援室を含む）、保護第二課

民生金庫貸付金の関係書類を査閲したところ、次のような状況であった。

「奈良市民生金庫」は、奈良市民生委員児童委員協議会によって奈良市民生金庫運営規則（昭和43年4月1日施行）が制定されており、生活保護受給者に生活困窮時の緊急資金として、原則1回につき2万円を上限とし、5か月間を限度に現金の貸付を行っている。「奈良市民生金庫」における業務は、過去に奈良市社会福祉事務所が、奈良市民生委員児童委員協議会から委任を受けたと推測され、それに伴い現在に至るまで、保護課職員が受付から貸付までの業務全般を行っている。しかし、根拠となる委任文書等は保存されておらず、市の職員が業務を行うことになった経緯は確認できなかった。貸付資金は、民生委員児童委員からの寄付金と、近年は毎年度200万円の市からの貸付金とが原資となっている。市は年度当初に「奈良市民生金庫」に200万円を貸付け、年度末に全額返還され、次年度に再度200万円を貸付ける流れである。しかし、実質は新年度に市が貸付ける200万円をもって、前年度分の市への返還を行っていた。資金は「奈良市民生金庫」の通帳により管理されているが、キャッシュカードによっても職員が入出金を行っており、手元に現金をプールしていた。監査時現在の残高確認を行ったところ、通帳残高と申請書等関係書類から計上した残高とが一致しなかった。申請書等関係書類については、貸付時において上司等による貸付内容の確認及び審査は行われておらず、形式上の決裁がとられているだけであった上、貸付金回収時となると担当者以外の職員による確認等の内部けん制が機能していなかった。事実上全ての業務を担当者一人で行っている状態であった。さらに、貸付額や回収状況を把握するための個票的な管理体制も、過去から整っていない。

「奈良市民生金庫」の貸付業務を保護課職員が行うことは、事務分掌に規定されておらず、地方公務員法第35条に規定されている職務に専念する義務の違反を生じさせており、また、公金を資金として法的根拠等の無い貸付けを生活保護受給者に行い、その額を収入として差引くことなく生活保護費を支給していることは問題である。さらに、貸付金の管理及び現金の取扱いも非常に不適切であることから、直ちに、上記残高の不一致について十分調査を行なった上で、市職員による「奈良市民生金庫」の貸付業務の執行を取りやめられたい。

子ども未来部

こども園推進課

道路区域明示確定業務委託契約（予定価格20万円以上）の関係書類を査閲したところ、予算額を超えて予定価格を定めていた。また、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取していなかった。

適切な予算措置を行った上で予定価格を定め、予定価格が20万円以上の場合、奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

各保育園

【意見】

市立保育園では、公用車の配置が少ないため、私有車を業務に使用する場合、所管課作成の内規に基づいて、走行距離相当分の燃料費が支出されている。

しかし、奈良市職員等の旅費に関する条例第17条に車賃の規定があるため、職員に旅費として支給するよう検討されたい。

健康医療部

保健予防課

予防費の切手類受払簿を査閲したところ、大量の切手を保有しており、年度内にほとんど使用予定がないにもかかわらず、年度末に現保有残高を超える多額の切手を追加購入していた。

切手類は年度末に予算を消化するために購入することなく、必要枚数を適切に把握した上で計画的に購入するとともに、郵便物送付については料金後納等の方法についても検討されたい。

医療事業課

病院事業会計では切手の購入を行わず、一般会計で購入した切手を、病院事業会計の郵便物送付に使用していた。

各会計における費用を適切に把握するため、切手は会計ごとに購入した上で、病院事業会計の切手類受払簿を作成し、管理されたい。

観光経済部

観光振興課

柳生観光駐車場の使用料及び旧柳生藩家老屋敷の入場料について、各施設の入りで料金と引換えに使用券及び入場券を交付しており、その印刷は徴収事務の委託先である指定管理者に任せているが、所管課は印刷枚数と在庫枚数の確認を行っていないかった。

使用券及び入場券は領収書に代わるものであるため、所管課は印刷枚数と在庫枚数を適切に把握されたい。

奈良町にぎわい課

転害門前駐車場使用料については、徴収事務を指定管理者に委託しているが、定期券の販売枚数を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。また、定期券販売時の領収書にはあらかじめ

め連番が付されていたものの、指定管理業務以外の用途にも使用されていたため、当該業務としての通し番号となっておらず、徴収された金額が適正であるかの判断ができなかった。さらに、指定管理者は、定期券での駐車場使用料を3か月分まとめて徴収していたが、一括して入金するのではなく、利用月ごとに3回に分けて指定金融機関に入金していた。

所管課は、公金である使用料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、定期券の申込書及び領収書控えなどに基づき販売枚数を把握した上で、駐車場使用料の収入額との照合を行われたい。また、領収書は当該委託業務専用で使用し、徴収した使用料は速やかに全額入金するよう指定管理者を指導されたい。

(平成30年6月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第36号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月20日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ミヤビ設備	柴山 雅吏	奈良市芝辻町三丁目6番13-04号	平成30年6月18日

(平成30年6月20日揭示済)

奈良市企業局告示第37号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月20日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
田尻建設	代表者 田尻 雅端	奈良市南京終町768番地の2	平成30年6月18日

(平成30年6月20日揭示済)

奈良市企業局告示第38号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年6月28日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
高田重機建設株式会社	代表取締役 原田 恵津子	奈良県大和郡山市馬司町326番地	平成30年6月21日

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市企業局告示第39号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり告示し

2 指定工事店

ます。

平成30年6月29日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 指定年月日

平成30年6月29日

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名または商号	代表者または氏名
市外	1	第478号	磯城郡田原本町秦庄513-23	浅井水道設備商会	浅井 宗一
市内	2	第479号	奈良市東九条町917番地の2 北神101	忠和技研	稲原 淳
市外	3	第480号	香芝市関屋368-5	有限会社 秀備	馬木 亨

(平成30年6月29日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第14号

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年6月29日

奈良市教育委員会

教育長 中室 雄俊

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱（平成30年奈良市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の3項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、教育長は、奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）に基づき就学援助費の支給を受けている者については、就学援助費の支給の認定を受けた月に係る利用料を減免することができる。
- 5 前項の規定により減免を受けようとする利用者は、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免申請書（別記第4号様式）を減免を受けようとする実施日の各期間の昼食提供最終日が属する月の末日までに教育長に提出しなければならない。

6 前項の申請書が提出された場合は、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免決定通知書（別記第5号様式）により減免を決定し、該当しない場合は奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免却下通知書（別記第6号様式）により利用者に通知する。

別記第3号様式の次に次の3様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免申請書

(宛先)奈良市教育委員会教育長

申請者 住所
氏名
電話



奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱第6条第4項に基づき、奈良市児童生徒等就学援助費の支給認定月に關し、次のとおり奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の利用料の減免を申請します。

なお、減免認定のために必要がある場合は、奈良市児童生徒等就学援助費の受給状況について教育委員会が調査する場合があります。

バンビホームページ	
児童氏名	学年 年

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免決定通知書

様

奈良市教育委員会
教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業
利用料の減免について、次のとおり決定したので通知します。

バンビーホーム名	
児童氏名	学年 年
減免決定月	年 月 から 年 月まで

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業利用料減免却下通知書

様

奈良市教育委員会
教育長

年 月 日に申請がありました奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業
利用料の減免について、次のとおり却下しましたので通知します。

バンビーホーム名	
児童氏名	学年 年
理由	減免申請期間 年 月 から 年 月まで 却下理由

附 則

この告示は、平成30年6月29日から施行する。
(平成30年6月29日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第3号

議会議長 北 良 晃 は、本日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成30年6月26日

奈良市議会副議長
三 浦 教 次
(平成30年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会議員 東久保 耕 也 は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成30年6月26日

奈良市議会議長
東久保 耕 也
(平成30年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第5号

議会副議長 三 浦 教 次 は、本日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成30年6月27日

奈良市議会議長
東久保 耕 也
(平成30年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第6号

議会議員 森 岡 弘 之 は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成30年6月27日

奈良市議会議長
東久保 耕 也
(平成30年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第7号

本日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成30年6月27日

奈良市議会議長
東久保 耕 也

- 道 端 孝 治
- 樋 口 清 二 郎
- 白 川 健 太 郎
- 早 田 哲 朗
- 三 橋 和 史
- 柿 本 元 氣
- 八 尾 俊 宏

- 藤 田 幸 代
- 井 上 昌 弘
- 森 田 一 成
- 中 西 吉 日 出

(平成30年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第8号

本日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成30年6月27日

- 奈良市議会議長
東久保 耕 也
- 委員長 森 田 一 成
- 副委員長 藤 田 幸 代

(平成30年6月27日揭示済)

奈良市議会告示第9号

本日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成30年6月28日

奈良市議会議長
東久保 耕 也

総務委員会

- 塚 本 勝
- 横 井 雄 一
- 三 橋 和 史
- 山 口 裕 司
- 内 藤 智 司
- 北 良 晃
- 森 岡 弘 之

観光文教委員会

- 樋 口 清 二 郎
- 林 政 行
- 山 本 憲 宥
- 北 村 拓 哉
- 田 畑 日 佐 恵
- 九 里 雄 二
- 森 田 一 成
- 中 西 吉 日 出

厚生消防委員会

- 山 出 哲 史
- 白 川 健 太 郎
- 太 田 晃 司
- 宮 池 明
- 柿 本 元 氣
- 酒 井 孝 江
- 八 尾 俊 宏
- 伊 藤 剛

市民環境委員会

- 道 端 孝 治
- 松 下 幸 治

阪本美知子
山本直子
植村佳史
藤田幸代
三浦教次
鍵田美智子

建設企業委員会

階戸幸一
早田哲朗
大西淳文
東久保耕也
松石聖一
井上昌弘
松岡克彦
土田敏朗

予算決算委員会

道端孝治
山口裕司
塚本勝哉
北村拓二
樋口清二
八尾俊宏
山出哲史
内藤智司
林政行
植村佳史
松下幸治
藤田幸代
阪本美知子
田畑日佐恵
山本直子
九里雄二
白川健太郎
三浦教次
山本憲宥
松石聖一
太田晃司
鍵田美智子
階戸幸一
井上昌弘
横井雄一
松岡克彦
宮池明成
森田一成
早田哲朗
土田敏朗
三橋和史
北良晃
大西淳文
中西吉日
柿本元氣

伊藤剛
酒井孝江
森岡弘之

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市議会告示第10号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に
当選しました。

平成30年6月28日

奈良市議会議長

東久保 耕 也

総務委員長 山口 裕 司
同 副委員長 塚本 勝
観光文教委員長 山本 憲 宥
同 副委員長 田畑 日 佐 恵
厚生消防委員長 宮池 明
同 副委員長 山出 哲 史
市民環境委員長 三浦 教 次
同 副委員長 松下 幸 治
建設企業委員長 階戸 幸 一
同 副委員長 大西 淳 文
予算決算委員長 森岡 弘 之
同 副委員長 森田 一 成

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市議会告示第11号

本日の議会定例会において、次のとおり広報広聴委員会
の委員を選任しました。

平成30年6月28日

奈良市議会議長

東久保 耕 也

道端 孝 治
山出 哲 史
林 政 行
松下 幸 治
山本 直 子
横井 雄 一
大西 淳 文
山口 裕 司
内藤 智 司
藤田 幸 代
田畑 日 佐 恵

(平成30年6月28日揭示済)

奈良市議会告示第12号

本日、次の者が広報広聴委員会の委員長及び副委員長に
当選しました。

平成30年6月28日

奈良市議会議長

東久保 耕 也

委員長 藤田 幸 代

副委員長 横 井 雄 一
(平成30年6月28日揭示済)

正 誤

平成30年6月18日付け奈良市公報第356号

ページ	行	誤	正
2	上から28	所収入金	諸収入金